

～患者さんをご家族の皆さんへ～ 病院からのお知らせ

2020年（令和2年）4月の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院では、紹介状をお持ちでない場合、診察料とは別に、以下の徴収が義務づけられました。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

令和2年3月31日まで

3,300円（税込）



令和2年4月1日より

5,500円（税込）

再診時選定療養費

病状が落ち着き、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診察をご希望し、受診される場合

当院から他の医療機関へ紹介させていただいた後、紹介状をお持ちにならずに再度受診される場合

令和2年3月31日まで

なし



令和2年4月1日より

2,750円（税込）

※受診の都度ご負担

《ご負担の対象とならない場合》

- ・救急搬送等の救急患者
- ・他の診療科で継続通院が必要な方
- ・国の公費医療負担制度の受給対象者
- ・特定の障がい、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象の方
- ・治験、労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- ・その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合等

※初診の際は、かかりつけ医などの医療機関からの紹介状をご持参いただくようお願い申し上げます。

